

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（以下「法」という。）に基づき、令和5年8月4日付けの児童手当支給事由消滅通知書により請求人に対して行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は不当であると主張している。

不動産売却所得があったが、住居購入のための支出が売却収入よりも多く、住宅ローンの支払があり、子育てのために以前より児童手当を充当していた支出が困難となり、子供に十分な教育を受けさせ続けるために必要であるから、本件処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 4月30日	諮問

令和6年 7月11日	審議（第90回第4部会）
令和6年 8月 9日	審議（第91回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当・特例給付の受給資格

法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。ただし、法5条1項は、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。）1条で定める一定額以上の所得（前年の所得（1月から5月までの月分については前々年の所得））がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したもの（以下単に「児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定している（以下、児童手当及び特例給付を併せて「手当」という。）。

(2) 児童手当に係る所得の額、範囲及び計算方法

法5条2項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令1条は、法5条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とするとしている。

また、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5

条2項1号に掲げる市町村民税（特別区が同法1条2項の規定によって課する同法5条2項1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

さらに、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額、同法附則34条4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則35条5項に規定する短期譲渡所得の金額等の額の合計額から8万円を控除した額とするとしている。

(3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令7条は、法附則2条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とするとしている。

また、法施行令8条は、2条の規定は法附則2条1項に規定する所得の範囲について、3条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

さらに、法施行令9条は、法附則2条3項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、1月から5月までの月分の給付については、前々年の所得とし、6月から12月までの月分の給付については、前年の所得とするとしている。

(4) 現況届

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4条1項は、一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した届書を市町村長に提出しなければならないとしている。

また、同条3項は、市町村長は、同条1項の規定に基づき届け出ら

れるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができるとしている。

(5) 受給・支給事由の消滅

法施行規則 15 条により特例給付に準用される法施行規則 10 条は、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとしている。

「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 27 年 12 月 18 日付府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(令和 3 年 9 月 1 日付府子本第 884 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。) 22 条 1 項は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同項 7 号で、法 5 条 1 項の所得の額が、児童手当の所得制限限度額(特例給付の所得上限額を含む。)を超過した場合を挙げる。

「児童手当 Q & A 集」(平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省児童手当管理室作成。令和 4 年 7 月 19 日改正) 問 2-27 では、6 月の現況届の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は 5 月 31 日になるかとの問いに対して、そのように取り扱う旨、回答している。

(6) ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言である。ガイドライン 22 条 1 項 7 号は、本件の適用において合理性がないものとは認められない。

2 本件処分についての検討

児童手当の所得上限額は、扶養人数が 3 人(かつ老人扶養親族はなし)の場合 7,360,000 円(以下「本件所得上限額 1」という。)であるとされ(1・(2)参照)、前年の所得を用いるとされている(同・(1))。また、特例給付の所得上限額は、上記児童手当と同じ条件の場合 9,720,000 円(以下「本件所得上限額 2」という。)であるとされ(同・(3)参照)、6 月から 12 月までの月分の特例給付については前年の所得を用いるとされている(同)。

そして、受給資格消滅届の提出がなくても公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができることとされ（同・(5)）、6月の現況届（ただし、公簿等で確認できるときは、現況届は省略できる。）の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は5月31日であるとされている（同・(4)及び(5)）。

そうすると、処分庁が、令和4年の請求人の所得が本件所得上限額1及び同2以上であると公簿等により確認したため、令和5年6月分以降の児童手当を請求人に対して支給する事由が消滅したとして（かつ、特例給付を支給する対象にはならないものとして）、消滅日を「令和5年5月31日」として本件処分を行ったことは、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものである。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、不動産の売却により所得が増加したが、住居購入支出が同売却収入を上回り、住宅ローンの支払があることから、本件各児童の養育及び教育のためには児童手当が必要であるとして、本件処分の不当性を主張している。

しかし、手当の支給可否を判断する基となる所得には、不動産の売却による所得（長期譲渡所得又は短期譲渡所得）も含まれるため（1・(2)及び(3)）、請求人のような個別の事情があったとしても、請求人は手当の支給対象とはならない。なお、上記のような事情を考慮すべきとする特段の規定の存在を確認することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美